

議案第●●号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第●●号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

宝塚市立健康センター（宝塚市立健康センター条例（昭和62年条例第18号）に規定する宝塚市立健康センターをいう。）等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診

第23条第2項中「保育士」の次に「又は兵庫県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第29条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第31条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第4項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第34条第2項及び第3項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第39条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは地域限定保育士」を加える。

第44条第1項及び第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

第46条第2項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加え、同条第3項中「規定する保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

を委託する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士 _____ の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士 _____ の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士 _____ その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士 _____ とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士 _____ の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 小規模保育事業B型を行う者(次条において準用する第24条から第26条までにおいて「小規模保育事業者(B型)」という。)は、児童福祉法第34条の15第5項の規定による市長の認可を得て当該認可に係る小規模保育事業所B型を開設した日から3年以内に、当該事業所に置く保育従事者をすべて保育士 _____ とするよう努めなければならない。

(職員)

第34条 (略)

- 2 保育従事者の数は乳幼児3人につき1人とし、そのうち半数以上は保育士 _____ とする。

- 3 小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する第24条から第26条までにおいて

を委託する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士又は地域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士又は地域限定保育士とする。

(1)～(4) (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 小規模保育事業B型を行う者(次条において準用する第24条から第26条までにおいて「小規模保育事業者(B型)」という。)は、児童福祉法第34条の15第5項の規定による市長の認可を得て当該認可に係る小規模保育事業所B型を開設した日から3年以内に、当該事業所に置く保育従事者をすべて保育士又は地域限定保育士とするよう努めなければならない。

(職員)

第34条 (略)

- 2 保育従事者の数は乳幼児3人につき1人とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。

- 3 小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する第24条から第26条までにおいて

「小規模保育事業者(C型)」という。)は、児童福祉法第34条の15第5項の規定による市長の認可を得て当該認可に係る小規模保育事業所C型を開設した日から3年以内に、当該事業所に置く保育従事者をすべて保育士 _____ とするよう努めなければならない。

(職員)

第39条 (略)

2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 _____ 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 _____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士 _____ の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士 _____ の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士 _____ とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士 _____ の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護

「小規模保育事業者(C型)」という。)は、児童福祉法第34条の15第5項の規定による市長の認可を得て当該認可に係る小規模保育事業所C型を開設した日から3年以内に、当該事業所に置く保育従事者をすべて保育士 又は地域限定保育士 とするよう努めなければならない。

(職員)

第39条 (略)

2 前項の保育士等は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは地域限定保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める保健師若しくは看護師の資格を有する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2) (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士 又は地域限定保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士 又は地域限定保育士 の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士 又は地域限定保育士 の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち4分の3以上は保育士 又は地域限定保育士 とする。

(1)～(4) (略)

3 前項に規定する保育士 又は地域限定保育士 の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護

師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

令和7年(2025年)10月29日

第12回都市経営会議資料

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
(概要)

子ども未来部 保育企画課

Ⅰ 概要

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）」の公布により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、関連する「宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

→2改正内容(1)(2)

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年9月16日内閣府令第82号）」の公布により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、関連する「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

→2改正内容(3)

2 改正内容

(1) 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設に伴う改正

児童養護施設等を対象とする被措置児童等虐待（施設・事業の職員等による被措置児童等に対する虐待）について、その対象となる施設・事業に保育所等が児童福祉法に追加されたことに伴う改正。

児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が加えられることにより、引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改める。（第13条）

(2) 地域限定保育士制度の一般制度化

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が、児童福祉法により一般制度化されることに伴う改正。登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、一定の条件を満たした場合は通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能となる。保育士の資格に言及する条文に「地域限定保育士」を併記する改正を行う。（第23条、第29条、第31条、第34条、第39条、第44条、第46条）

(3) 利用乳幼児の健康診断の見直し

利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加する改正。従来は、宝塚市立健康センター等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加する。（第17条）

3 改正に伴う影響

2(1):

保育所等(※)の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定が児童福祉法に設けられたため、法に則って対応を行う。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

(※)【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

3 改正に伴う影響

2(2):

兵庫県が国の認定を受けて地域限定保育士試験を実施した場合、当市内で地域限定保育士として業務を行う者が現れる。

2(3):

現行では、宝塚市立健康センター等において乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合、利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当するときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部をおこなわないことができた。

今回の改正により、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合も、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるようになる。

(いずれにしても、家庭的保育事業者等は健康診断・健康診査の結果を把握する必要がある。)

4 施行期日

公布の日から施行する。